第２８回佐賀市都市計画審議会
議 事 概 要

１．開催日時　　平成３０年２月２０日（火）１３：３０～１５：３０

２．開催場所　　（所在地）佐賀市白山二丁目１番１２号
　　（会場名）佐賀商工ビル　７階　大会議室

３．出席委員　　１３名出席（全委員１８名、欠席５名）
　　荒牧軍治、川浪安則、中野美和子、米田国生、坂井邦夫、
　　久米勝也、中村宏志、川副龍之介、川原田裕明、山口弘展、
　　田﨑茂樹、日浦敬祐、徳永浩の各委員

４．審議　　諮問事項
　　第１号議案　佐賀都市計画区域区分の変更　　（佐賀県決定）
　　第２号議案　佐賀都市計画用途地域の変更　　（佐賀市決定）
　　第３号議案　佐賀都市計画特別用途地区の変更（佐賀市決定）
　　第４号議案　佐賀都市計画道路の変更　　（佐賀市決定）
　　【３・４・１７号　上多布施町北島線】
　　第５号議案　佐賀都市計画下水道の変更　　（佐賀市決定）
　　【佐賀市公共下水道・雨水】

５．その他
　　佐賀都市計画下水道の変更（汚水）について

６．配布資料
　　・第２８回佐賀市都市計画審議会次第
　　・佐賀市都市計画審議会条例
　　・佐賀市都市計画審議会委員及び幹事名簿
　　・第２８回佐賀市都市計画審議会議案書
　　・第２８回佐賀市都市計画審議会議案用付図
　　・パワーポイント（PPT）資料
　　①佐賀都市計画の変更について（区域区分・用途地域・特別用途地区）
　　②佐賀都市計画道路の変更について（３・４・１７号上多布施町北島線）
　　③佐賀都市計画下水道（雨水）の変更について

７．議事概要

審　議

○会長

　　市長から諮問事項が５件出ている。第１号議案から第３号議案を一括して説明、審議

を行い、議決を行いたい。事務局から説明をお願いする。

○事務局（都市政策課）

【議案書及び議案用付図により説明】

議案書P01：第１号議案　佐賀都市計画区域区分の変更（佐賀県決定）。

議案書P02：１．市街化区域及び市街化調整区域の区分については、新旧対照図表示のとおりとしている。

付　図P01：この部分を指している。変更箇所は全部で16箇所あり、詳細は後ほど説明する。

議案書P02：２．変更理由。道路や河川等の公共工事に伴い、決定していた区域区分の線が現況と異なっている箇所があり、現況の道路や河川等に合わせる形で見直すものと計測技術の進歩による計測方法の変更に伴う現況面積との誤差を見直すもの。

議案書P03：３．市街化区域及び市街化調整区域の面積の新旧対照表。変更前、市街化区域は2,950ヘクタール、変更後2,955ヘクタールに。４．区域区分編入に関する字名一覧。市街化調整区域から市街化区域に編入する地区と、市街化区域から市街化調整区域に編入する地区を列記したもの。

議案書P04：５．都市計画策定の主な経緯。昨年10月23日から関係自治会等へ事前説明を行い、12月22日に原案説明会、1月19日予定の公聴会は公述申出がなかったため中止。2月1日～15日まで都市計画案の公告縦覧が行われ、意見書の提出はなし。区域区分は県決定となるため、市の審議会を経た後、7月中旬に県の都市計画審議会へ諮問される予定。

議案書P05：第２号議案　佐賀都市計画用途地域の変更（佐賀市決定）

議案書P06：１．用途地域の内容。用途地域の区域等については議案用付図P1～18に掲載。詳細は後ほど説明。

議案書P07：２．変更理由。区域区分の見直しに併せて用途地域を見直すものと、計測方法の変更により現況面積との誤差を見直すもの。

議案書P08：３．用途地域の面積の新旧対照表。変更前後の面積を掲載。

議案書P09：４．用途地域の追加・削除に関する字名一覧。用途地域に追加する部分と削除する部分を列記したもの。

議案書P10:５．都市計画策定の主な経緯。区域区分とほぼ同様な流れとなっている。

議案書P11：第３号議案　佐賀都市計画特別用途地区の変更（佐賀市決定）

議案書P12：１．特別用途地区の内容。特別用途地区の区域等については、議案用付図P20・21に掲載。変更は１箇所。詳細は後ほど説明。

議案書P13：２．変更理由。区域区分の見直しに併せて見直すもの。

議案書P14：３．特別用途地区の面積の新旧対照表。

議案書P15：４．特別用途地区の追加・削除に関する字名一覧。

議案書P16：５．都市計画策定の主な経緯。用途地域とほぼ同様。

第２号議案 佐賀都市計画用途地域の変更、第３号議案 佐賀都市計画特別用途地区の変更はいずれも区域区分の変更に伴うもの。パワーポイント（PPT）資料を使って詳細を説明する。

【パワーポイントにより説明】

PPT①P04：表示の図は佐賀市全域を示し、赤い点線で囲んでいる範囲が佐賀都市計画区域。この区域は都市化を優先させる市街化区域と農地などを保全する市街化調整区域の２つの区域に区分されている。これを区域区分、線引きと呼ぶ。

PPT①P06：区域区分の変更は、市街化区域の外側の線のところで道路、河川等の公共工事に伴い決定していた線を現在の道路や河川等の線に合わせて変更を行うもの。また、区域区分の線が変わると、その上にのっている用途地域、特別用途地区も必然的に変わってくるため、それらの変更も併せて行うもの。区域区分については佐賀県が決定、用途地域、特別用途地区は佐賀市が決定する事項となる。

PPT①P07：表示の図は旧佐賀市内の変更予定箇所を示し、変更予定箇所は丸や四角で囲んで番号をつけている。旧佐賀市内で12箇所。高木瀬校区の①、②、⑫、新栄校区の③、④、⑤、日新校区の⑥、西与賀校区の⑦、本庄校区の⑧、⑨、巨勢校区の⑩、⑪となる。内側の色がついた部分が用途地域。

PPT①P08：表示の図は諸富町の変更予定箇所。昇開橋付近⑬、新川排水機場付近⑭、味の素工場の東側⑮、その西側⑯合計4箇所。大和町の変更箇所はなし。

PPT①P09：見直し内容のイメージを捉えてもらうため、航空写真を使って区域区分の変更の考え方を説明する。まずは道路改良に伴う変更例。H26年の航空写真中、赤い線より上が市街化区域、下が市街化調整区域。現在の区域区分の境界はS50年の航空写真で示す水路の形になっている。県道東与賀佐賀線の拡幅により水路が付け替えられているた

め、区域区分の境界をこの位置に合わせる形で見直しを行うもの。

PPT①P10：こちらが河川改修に伴う変更例。H26年の航空写真中、赤い線の内側が市街化区域、外側が市街化調整区域。S50年の航空写真のようになっていたものが、河川工事に伴い、まっすぐ流れるように改修が行われているため、区域区分の境界を図面上ではっきりさせるため、改修後の線に合わせた位置に見直すもの。これから具体的に１箇所ずつ確認していく。議案用付図P02で大まかな位置を確認してもらいながら、PPT資料で詳細を確認して欲しい。

PPT①P11：①高木瀬町大字長瀬。議案用付図P02の①の箇所。国道263号沿い、佐賀記念病院の東側、高木瀬西六丁目交差点の南側。以前は現行の図のように水路が流れており、この水路を区域区分の境界としていたが、国道263号の改良に伴い水路の付替えが行われている。現在の水路と道路境界に合わせる形で区域区分の境界を見直すもの。区域区分が変われば用途地域も変わるため、増加した赤斜線部分に準工業地域が少し広がる。

PPT①P12：議案用付図P02の②、高木瀬西六丁目、佐賀大和工業団地の多布施川寄りのところ。現行の区域区分の境界は市道上高木蛎久線の整備が行われる前の地形に。これを現在の道路の南側の境界に合わせる形で見直すもの。青斜線部分は市街化区域から除外することになるため、用途地域もその部分を除外する。

PPT①P13：③鍋島町大字八戸のJR鍋島駅西側にある経済連総合流通センター付近。この箇所は縦長であるため、二つに分けて説明する。北側は新川が立てに流れており、現在の区域区分の境界は河川改修が行われる前のもの。現在の河川の護岸に合わせる形で見直す。併せて赤斜線部分は用途地域を指定し、青斜線部分は用途地域を廃止する。

PPT①P14：③の南側、佐賀西部幼稚園・保育園の東側、北島橋の南側。現在の区域区分の境界は河川改修前の河川の境界。これを現在の河川護岸に合わせる形で見直す。赤斜線部分に用途地域を指定する。

PPT①P15：④鍋島町大字八戸。本庄江川の塚原排水樋管付近。縦に本庄江川が流れており、現在の区域区分の境界は河川改修が行われる前の河川の境界。現在の河川護岸に合わせる形で見直す。用途地域は、赤斜線部分を準工業地域に指定し、青斜線部分を廃止する。また、ここが特別用途地区も指定されており、用途地域と同様に特別用途地区も指定・廃止を行う。

PPT①P16：⑤鍋島町大字八戸。新栄公民館の南側、新栄保育所の北側。市道八戸西部線が通っており、現在の区域区分の境界は道路改良が行われる前の道路と農地の境界。これを拡幅後の道路境界に合わせる形で見直す。

PPT①P17：⑥八戸二丁目、本庄江川沿い。長崎街道高橋付近の国道207号の上流付近。現在の区域区分の境界は本庄江川の河川改修が行われる前の河川護岸の位置となっているため、河川改修後の護岸に合わせる形で見直す。

PPT①P18：⑦西与賀町大字厘外の県道西与賀佐賀線、光三丁目交差点付近。現在の区域区分の境界は道路改良が行われる前の道路の線。道路拡幅後の境界に合わせる形で見直す。

PPT①P19：⑧本庄町大字本庄。国道208号南部バイパス佐大南交差点から100メートルほど南。現在の区域区分の境界は県道東与賀佐賀線が改良される前の水路の形に合わせた位置。道路改良後の道路境界に沿った形に見直す。

PPT①P20：⑨本庄町大字袋。国道208号南部バイパス大崎交差点から南西300メートルにある市道八田袋線の袋東橋付近。現在の区域区分の境界は拡幅される前の道路境界の位置。拡幅後の境界に合わせる形で見直す。

PPT①P21：⑩巨勢町大字牛島。国道264号牛島宿交差点の東側、巨勢川にかかる巨勢橋付近。縦長なため、２つに分けて説明。こちらに巨勢川が流れているが、現在の境界は河川改修が行われる前の境界。河川改修が行われた後の境界に合わせる形で見直す。

PPT①P22：南側。巨勢川と佐賀江川が合流する地点の上流、佐賀市衛生センターの東側。北側同様に巨勢川の改修後の境界に合わせる形で境界を見直す。

PPT①P23：⑪巨勢町大字牛島。県道佐賀背振線、玄海橋交差点付近。三間川が横に流れているが、河川改修により河川護岸の位置が昔と変わっているため、現在の護岸に合わせる形で境界を見直す。

PPT①P24：⑫高木瀬町大字東高木。県道佐賀川久保鳥栖線沿いの城北団地東側。現在の区域区分の境界は道路拡幅前の道路の位置。拡幅後の道路境界に合わせる形で見直す。

PPT①P25：⑬諸富町大字為重。国道444号寺井津バイパスと県道佐賀環状自転車道の交差部分。現在の区域区分の境界は国道444号寺井津バイパスの建設前の地形に合わせた形。新しい道路の境界に沿った形に見直す。

PPT①P26：⑭諸富町大字寺井津。新川の最下流部。現在の区域区分の境界は河川改修前の河川境界。新川排水機場の整備に伴って作られた下線護岸の位置に見直す。

PPT①P27：⑮諸富町大字徳富。県道諸富西島線、徳富大橋交差点付近。現在の区域区分の境界は道路改良前の地形に合わせた形。改良後の道路境界を見通した線に見直す。

PPT①P28：⑯諸富町大字徳富。県道諸富西島線と市道上大津諸富線の交差点付近。道路拡幅後の境界に見直す。

PPT①P30：簡単な今後のスケジュールについて説明する。区域区分の変更は佐賀県が行う。今後、佐賀県の都市計画審議会に諮られ、その審議を経て、都市計画の決定告示となる。

PPT①P31：用途地域、特別用途地区の変更は佐賀市が決定を行う。今後本審議会を経て、県が決定する区域区分の変更と同時に、都市計画の決定告示を行う流れ。

以上で、第１号議案、第２号議案、第３号議案の説明を終わる。

≪ご意見・ご質問≫

○会長

今の説明に対し質問、意見があればお願いしたい。

○委員

道路や河川の改修工事に伴う区域区分や用途地域の変更は、工事後どのくらいで都市計画を変更するという決まりがあるのか。

○事務局（都市政策課）

決まりはない。今後もこのような変更が出てくる可能性がある。民地に関係する場合は早急に対応すべきだと思うが、佐賀県は官地についてはある程度まとまった段階で都市計画を変更していきたいとのこと。

○委員

早急に都市計画を変更しないと将来的に不都合が生じるのか。

○事務局（都市政策課）

現況の認識としては変わらないが、図面上確認しづらい場合もあるため、今回市から県に申し出て変更する形になった。

○会長

今回民有地で変更している場所はあるのか。

○事務局（都市政策課）

官地の中の変更である。

○委員

二、三点伺いたい。現時点で積み残しがあるのか。道路や河川について市街化区域、用途地域に入れるのか外すのかといった基準はあるのか。スケジュールについて決定告示が７月までとなっている。最終的な手続きが数ヶ月遅れる理由は何か。

○事務局（都市政策課）

現時点で把握している箇所が今回の変更箇所となる。また、都市計画法上、市街化区域には原則用途地域を定めるとあるため、道路上であっても市街化区域の中であれば用途地域を定めるルールとなっている。スケジュールについては県と調整しながら進めており、県の都市計画審議会開催日程の関係上、間隔が空くことになった。

○委員

１点目はわかりました。２点目は線引きの線について、原則道路や河川が含まれるのかどうかという質問だった。３点目は事業効果を高める意味でも佐賀市として（県の都市計画審議会）開催に関してお願いしていく姿勢も必要だと思う。

○委員

用途地域、特別用途地区の面積について、線引きのところだけを見直したのではなく、中の用途地域を全部計測しなおした結果、面積が変わったという理解でよいか。外だけでなく中も全部計測したということでいいのか。

○事務局（都市政策課）

全部計測して変更しており、その中に区域の出し入れの部分が含まれている。

○会長

区域区分は県が、用途地域は市が決定する。なぜこのような仕組みになっているのか。

○事務局（都市政策課）

都市計画法上、区域区分に関しては県決定という定めがある。

○委員

線引き（区域区分）は市町村をまたがる場合など、大きな視点からの都市計画である

ため、県が全体を見ながら決めていくという趣旨だと思う。

○会長

特に質問がなければ、ここで議決を行いたい。一括して議決を行いたいので、３つの議案について賛成の方は挙手をお願いしたい。

≪採決≫

第１号議案　佐賀都市計画区域区分の変更（佐賀県決定）

第２号議案　佐賀都市計画用途地域の変更（佐賀市決定）

第３号議案　佐賀都市計画特別用途地区の変更（佐賀市決定）

３議案とも全会一致で承認。（出席13名中　賛成13名）

○会長

第４号議案　佐賀都市計画道路の変更（佐賀市決定）【３・４・１７号上多布施町北島線】について、事務局から説明をお願いする。

○事務局（都市政策課）

【議案書及び議案用付図、パワーポイントにより説明】

議案書P18-19、付図P24、PPT②P02：黄色の部分が現状で既に都市計画決定をしている区域となる。延長約2,810メートル、幅員16メートルの２車線。場所はどんどんどんの森南側、天神橋交差点を起点とし、西へ佐賀工業高校、佐賀北高校、新栄小学校を通過し、流通センター前交差点の西側にかかる北島橋までが既に都市計画決定された区間となる。赤色の部分が今回変更となる区域となる。総延長が3,140メートル。南北に通っている道路が佐賀唐津道路となる。

PPT②P03：３・４・１７号上多布施町北島線の変更理由。佐賀唐津道路へのアクセス道路として佐賀市中心部の円滑な交通アクセスを確保するため。

PPT②P04：３・４・１７号上多布施町北島線の変更箇所の航空写真。黄色で囲んだ箇所が変更する区域。赤の太線が佐賀唐津道路のルート。中央部分に（仮称）嘉瀬北ICがあり、この道路（上多布施町北島線）がアクセス道路を兼ねた道路となるため、変更が必要であることを示している。

PPT②P05：先ほどの航空写真を拡大し図面化したもの。黄色で表示した部分が既に都

市計画決定をしている区域。赤色で表示した部分の道路を南側に拡幅し、佐賀唐津道路まで延伸する変更となる。内容は既設部分約80メートル、赤色の部分、新規部分が約330メートル。（変更区間の）総延長410メートル。幅員を18メートルへ変更する計画。

PPT②P06：変更を行う道路の終点側から起点側に向かって走る動画をお見せする。右側に見える白い建物が佐賀西部保育園。その手前を佐賀唐津道路が横断する形になる。もうしばらくすると北島橋が見えてくる。この辺りが既に都市計画決定をしているラインとなる。まもなく終点側の流通センター前交差点になり、ここまでが変更箇所となる。

PPT②P07：３・４・１７号上多布施町北島線の変更概要。現状、幅員片側3.5メートル（路肩0.75メートル、車道2.75メートル）、歩道2.5メートル、総幅員12メートル。計画案では車道片側4メートル（路肩0.75メートル、車道3.25メートル）、右折車線3メートル、自転車歩行者道3.5メートル、総幅員が18メートル。

PPT②P08：都市計画変更の手続きの経過。H28年6月から地元の沿線自治会、地権者へ説明会を開催。H29年8月9日嘉瀬公民館で原案説明会を開催。説明会後、公述申出書の提出がなかったため、公聴会は中止。その後、県との協議を行い、今回の原案に対し「異議なし」との回答を得ている。H29年11月1日から15日の期間に都市計画案の縦覧を行い本日諮問している。今後のスケジュールは県知事協議を3月に行い、都市計画決定時期は3月下旬を予定。

≪ご意見・ご質問≫

○会長

今の説明に対し質問、意見があればお願いしたい。

○委員

今回の対象路線名が上多布施町北島線。上多布施町というのは町名変更で今は存在しない。他の路線についても同様のケースがあるかも知れないが、地域の名前が変更になった場合の考え方はあるのか。

○幹事

道路には都市計画道路名と市道名とそれぞれに名前をつけている。基本的に管理する場合は市道名を使い、現時点の町名等を使いながら、どこからどこまでという表し方で

管理している。都市計画道路名は決定された時の名前をそのまま継承されながらずっと進んでいるというのが現状。市道名の変更は告示だけで可能。合併したとき、旧町村名と同じ道路があったが、調整しながら統一し市道名を変更した。

○会長

市道と都市計画決定された市道との違いは何か。何か補助制度等違いが出てくるのか。

○幹事

都市計画道路とは都市の骨格をなすような道路。市道は都市計画区域外にも市道が存在する。市道の一部が都市計画決定され、その区域に都市計画道路名がついたというもの。都市計画決定をすると、事業をやりやすくするために建築の制限がかかるため、都市部においては都市計画決定を打ちながら事業を進めてきた。それ以外の市道については道路事業として拡幅などを行っている。

○会長

都市計画決定されたところはある種の規制がかかるということでよいか。

○幹事

区域を決めるといろんな建物の制限がかかってくることになる。

○委員

PPT②P05、赤色の部分がもともと12メートルを約18メートルに拡幅するとのこと。一般的に起点終点は交差点や河川の橋梁であるようだが、今回の終点は何か目印になるものはあるのか。急に狭くなってしまうことはないのか。

○事務局（都市政策課）

終点について緩やかに現道にすりつけていく形になっている。幅員を18メートルにした理由は佐賀唐津道路に乗る右折レーンが必要になるため。その右折レーンの滞留の長さを道路構造令にのっとって計算し、緩やかに現道にすりつけていくよう線形を引いている。

○会長

特に質問がないようなので、第４号議案　佐賀都市計画道路の変更（佐賀市決定）【３・４・１７号上多布施町北島線】について、賛成の方は挙手をお願いしたい。

≪採決≫

第４号議案　佐賀都市計画道路の変更（佐賀市決定）【3・4・１７号上多布施町北島線】

全会一致で承認（出席12名中　賛成12名）

○会長

第５号議案　佐賀都市計画下水道の変更（佐賀市決定）【佐賀市公共下水道・雨水】について、事務局から説明をお願いする。

○事務局（河川砂防課）

【議案書及び議案用付図により説明】

議案書P22、付図P26-27：佐賀都市計画下水道を次のように変更する。１．下水道の名称及び排水区域の面積。変更前約3,364ヘクタール、変更後約3,365ヘクタール。２．変更理由。佐賀市公共下水道のうち佐賀江排水区において、計画降雨に対して浸水被害を生じさせない対策として、調整池１池を計画。今回の変更は、城東川雨水調整池を位置づけ、調整池を計画区域に追加するもの。

【パワーポイントにより説明】

PPT③P02：今回変更を行う公共下水道について、基本的な役割を説明する。下水道では、汚水対策と雨水対策がある。生活雑排水を速やかに排水し、公衆衛生の確保と生活環境の改善に資するものが汚水対策。市民の生命財産を守り、交通などの都市機能を確保し、浸水の防除を目的とするものが雨水対策。今回対象としているのが浸水の防除の計画の見直し。

PPT③P03：こちらの図は佐賀地区の下水道（雨水）計画一般図。佐賀地区は久保泉排水区、新川排水区、上碇排水区、本庄江排水区、八田江排水区、佐賀江排水区の６排水区に分かれている。今回の都市計画下水道の変更を行うのが、対象区域として赤で表示している佐賀江排水区。

PPT③P04：佐賀江排水区の中でも今回の変更に大きく関係する高木瀬地区の大雨時の状況について説明する。これはH28年6月22日の高木瀬地区の浸水状況写真。同日の降雨の状況を示したグラフを載せている。午前5時に時間雨量46ミリの雨が降っており、午前7時に高木瀬小前や高木瀬東3丁目付近の道路が冠水している状況を写真で示す。

PPT③P05：佐賀江排水区における問題点及び整備方針。浸水被害が生じている原因は

宅地化の進展に伴い、雨水の流出量が増大していること。気象現象の変化により近年頻発する集中豪雨。既設の水路断面の不足により雨水流出量に対応できない状況が発生。このことから、浸水被害を軽減させる対策として、国道34号より上流の城東川雨水幹線を整備し、通水断面を確保する整備方針を掲げる。確率年という何年に一度降る雨を排水できるかを計画して整備方針を立てるが、公共下水道の指針の中で5年、もしくは10年に1回の雨に対応できるような整備を行うことになっているため、確率年は10年とし整備計画を立てている。10年確率の雨量は佐賀県県土整備部河川砂防課が公表している短時間確率降雨強度式により算出した1時間あたり64.2ミリを計画雨量としている。

PPT③P06：城東川雨水幹線の計画図。起点は主要地方道佐賀川久保鳥栖線から終点の国道34号まで、延長は全体で約2,000メートル。国道34号より下流側は準用河川城東川。右図は水路の計画断面。赤で示した調整池より上流側がA-A断面、下流がB-B断面。単位はミリメートル。A-A断面は現況の通水断面が狭いことから、計画流量が確保できるような断面に整備する計画。B-B断面は現況の断面が計画断面より大きい断面となっている。

PPT③P07：城東川雨水調整池の検討。国道34号より下流の準用河川城東川について、JRから国道34号までの流下能力は毎秒9トンの通水断面となっている。国道34号より上流側を城東川雨水幹線としたとき、国道34号の直下流への流出量が毎秒11.29トンとなる。そのため、国道34号直下流の流下能力である9トンを超えてしまうため、国道34号より上流に調整池を位置付ける。このとき、調整池の容量を1万8,182トンとすることで直下流量を毎秒8.94トンに抑えることができ、国道34号より下流の流下能力である毎秒9トンを下回る計画となる。以上より国道34号より上流に調整池が必要となる。

PPT③P08：都市計画下水道（雨水）排水区域の変更の目的は、国道34号より上流に調整池を計画し、国道34号より下流への流出量を調整すること。そのため、佐賀市公共下水道（雨水）に「雨水調整池」の区域を追加し、都市計画施設として位置付ける。

PPT③P09：都市計画下水道の排水区域の変更図。佐賀江排水区に雨水調整池の区域を追加したところを赤で表示。

PPT③P10：貯留施設の追加を表す。赤で示すところが調整池として追加する箇所。

PPT③P11：排水区域について、名称が佐賀市公共下水道、面積が佐賀地区の佐賀江排水区に調整池の1ヘクタールを位置付けるため、変更前約1,249ヘクタール、変更後約1,250ヘクタールとなり、佐賀地区では変更前約3,364ヘクタール、変更後約3,365ヘクター

ルとなる。また、調整池はその他の施設として位置付けられており、今回城東川雨水調整池を追加し、都市計画の変更を行う。

PPT③P12：都市計画策定の経緯と予定。H29年8月に都市計画審議会勉強会、9月に高木瀬校区会長会での説明、10月に原案説明会、11月に予定していた公聴会は公述申出がなかったため中止。12月27日から1月17日にかけて都市計画案の公告縦覧。今回の審議会を経て、3月下旬に都市計画の決定告示を行う予定。

≪ご意見・ご質問≫

○会長

今の説明に対し質問、意見があればお願いしたい。

○委員

PPT③P06の青い線が現況の水路だと思うが、PPT③P10では調整池から南の下流部の方の線形が変わっている。変更後、現況の水路は廃止されるのか。廃止後の用途はどうなっているのか。

○事務局（河川砂防課）

PPT③P06の青い線が城東川の河川図。PPT③P10は区域を囲っただけで、調整池の位置を示すもの。

○委員

今回、調整池になる土地の地目は農地か。このあたりは圃場整備が始まっていると思うが、それに伴い城東川の拡幅等の計画はあるのか。

○事務局（河川砂防課）

農地である。現在、ここも圃場整備計画が入っており、それと併せて用途買収等を行う計画を進めている。圃場整備と一緒に事業を進めて行く。

○会長

A-Aのところは広げるのか。それはどこからどこまで。

○事務局（河川砂防課）

基本的に川幅が狭いところがあるため広がる。広いところはそのまま現況を生かした断面で施工したい。

○会長

能力はどこからどこが9トンなのか。

○事務局（河川砂防課）

34号より南側の準用河川城東川と書いてあるところが9トンとなる。

○会長

B-Bのところは、もっと流そうと思えば流れるが、34号を行くときに9トンに絞られるということね。

城東川はどこからどこまでを言うのか。調整池のところも城東川か。34号から下が準用河川城東川なのか。

○事務局（河川砂防課）

川久保線が起点となり、一番最下流は三間川まで。下流の方が河川として、PPT③P06の青い線を雨水区として整備する計画。

○会長

青い線が「城東川雨水幹線」、34号から下は「準用河川城東川」と呼ぶのか。

○事務局（河川砂防課）

そうです。

○委員

この調整池は他の用途として使うことができるのか。

○事務局（河川砂防課）

現地を掘削し、湧水等がなければ他の用途も検討するが、現段階では調整池として考えている。

○会長

これはある高さからあふれてきて、調整池に出て、あと、排出するときは時流で出るのか。ポンプアップするのか。

○事務局（河川砂防課）

現段階では小さい排水ポンプを設置する計画となっている。

○会長

公告縦覧では特に意見はなかったのか。

○事務局（河川砂防課）

はい。

○会長

それでは採決を行う。第５号議案　佐賀都市計画下水道の変更（佐賀市決定）【佐賀市公共下水道・雨水】について、賛成の方は挙手をお願いしたい。

≪採決≫

第５号議案　佐賀都市計画下水道の変更（佐賀市決定）【佐賀市公共下水道・雨水】

全会一致で承認（出席12名中　賛成12名）

その他

○会長

その他について事務局から報告事項をお願いしたい。

○事務局（下水道工務課）

昨年8月の都市計画審議会で説明した佐賀都市計画下水道の変更（汚水）について説明する。

【パワーポイントにより説明（配布資料なし）】

平成29年8月都市計画審議会勉強会での議題で佐賀都市計画下水道の変更という提案を行った。背景は平成30年度、佐賀市内の計画的な下水道の面整備は終了する。これから本格的な維持管理時代を迎える。平成27年度の下水道法の改正により、維持管理方針の明確化、ストックマネジメント支援制度の創設など、国の制度的な周辺環境が整う。そのため正確な処理区域の管理が適切な維持管理につながることから提案したもの。

佐賀都市計画下水道の変更（汚水）ではGIS（地理情報システム）による（測量）精度の向上に伴い、現在の処理区域面積と実測地との誤差を修正し、同時に道路や河川などの地物境界で処理区域界の整合を図るため、区域の精査による修正を行うものと、下水道区域外において50戸連たん、開発で家屋が建つと汚水処理判定を行い、効果的もしくは有利であると判断されれば、区域の編入を行っているため、小規模開発による編入区域の追加を行うものを提案し、２月の本都市計画審議会に諮る予定であったが、先送りしたい。

理由としては、誤差の修正、区域の編入は軽微な内容であること、今後下水道事業で

都市計画審議会にお諮りするような大きな計画を検討している案件があることから、先送りしたいというものである。

次に、8月の審議会において委員から出された質問「大和地区の北部に都市計画区域からはみ出した下水道区域があるのはなぜか」に対し、回答したい。

旧大和町の公共下水道で行っている区域には都市計画区域外にある区域も含まれている。基本的に市街化区域の下水道整備については公共下水道で実施する。それ以外の調整区域、都市計画区域外については、特定環境保全公共下水道で実施するのが原則。しかし、都市計画区域に近接した立地条件等を勘案した結果、近接する公共下水道区域と一体となった処理区域としての整備が効率的であるとの判断したものである。

○会長

今の説明に対し質問、意見があればお願いしたい。

そこは家が集中しているところか。

○事務局（下水道工務課）

場所としては官人橋より南。住宅が連なり、大きな宿泊施設もある。当時これらを集合住宅として取り込んだ方が効率的であると考えられたと思う。

○会長

（その部分が）そもそも都市計画区域にすら入っていないのはどういうことか。佐賀県が決めることなのか。こういう都市規模の設備を使うところは基本的に都市計画税があるということはないのか。

○幹事

基本的に都市計画は建物等が乱立する場合に抑制したり、市街化を決めたりする。山間部についてはある程度、建物等を建てるところが限られるため、都市計画で線引きする必要がないのだと理解している。大和の川上（地区）の上のほうになると建てるところが限られている。山間部であるため都市計画を打っていないと思う。

○会長

今、都市計画法第34条11号で開発を行うことによりこのようなことが起こる。汚水処理をどの方式でやるかという議論を行う外部組織があるか。

○事務局（下水道工務課）

汚水処理判定委員会を市内部で設置しており、上下水道局、建設部、農林水産部の関

係課長に委員になってもらい審議している。

○会長

都市計画法第34条11号、50戸連たんにより、下水道に一番負荷がかかってくると思う。今後、この都市計画審議会で見直しの話が出てくるだろう。今後の課題として触れておきます。